

環境農林水産常任委員会会議録

平成26年 1 月30日

場 所 第4委員会室

平成26年 1 月 30 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・建設工事における指名競争入札の試行状況等について
- ・素材・製材品の価格動向について
- ・木造応急仮設住宅の供給体制等に関する調査研究について
- ・農地中間管理機構の概要について
- ・新たな米政策の概要について
- ・多面的機能支払制度（日本型直接支払）の概要について
- ・豚流行性下痢（PED）の発生状況等について

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	有岡	浩一
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		岩下	斌彦
委員		高橋	透
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外委員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 堀野 誠

環境森林部次長
（総括）

金丸 政保

環境森林部次長
（技術担当）

楠原 謙一

部参事兼
環境森林課長

川野 美奈子

みやざきの森林
づくり推進室長

那須 幸義

環境管理課長

上山 伸二

循環社会推進課長

神菊 憲一

自然環境課長

佐藤 浩一

森林経営課長

水垂 信一

山村・木材振興課長

河野 憲二

みやざきスギ
活用推進室長

石田 良行

工事検査監

西山 悟

農政水産部

農政水産部長

緒方 文彦

農政水産部次長
（総括）

興 柁 正明

農政水産部次長
（農政担当）

郡司 行敏

農政水産部次長
（水産担当）

那須 司

畜産新生推進局長

中田 哲朗

農政企画課長

鈴木 大造

ブランド・
流通対策室長

甲斐 典男

地域農業推進課長

向畑 公俊

連携推進室長

大久津 浩

営農支援課長

工藤 明也

食の消費・
安全推進室長

和田 括伸

農産園芸課長

日高 正裕

農村計画課長

宮下 敦典

畑かん営農推進室長

原 守利

農村整備課長

河野 善充

水産政策課長	成原 淳 一
漁業・資源管理室長	日向寺 二 郎
漁村振興課長	神 田 美喜夫
漁港整備対策監	木 下 啓 二
畜産振興課長	押 川 晶
家畜防疫対策課長	西 元 俊 文
工事検査監	岩 永 修 一
総合農業試験場長	井 上 裕 一
県立農業大学校長	山 内 年
水産試験場長	山 田 卓 郎
畜産試験場長	岩 崎 充 祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤 亮 子
議事課主任主事	川 崎 一 臣

○山下委員長 おはようございます。ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日は、報告事項が3件でございます。

まず、1点目の建設工事における指名競争入札の試行状況等につきましては、昨年の6月と9月に、対象工事の選定や検証項目等を御説明しておりますが、今回は12月末までの公共3部の試行状況等について御説明いたします。

2点目の素材・製材品の価格動向につきましては、木材価格は、昨年12月に1万3,200円となり、平成12年3月以来の1万3,000円台となったところでございます。価格の動向等について御説明いたします。

3点目の木造応急仮設住宅の供給体制等に関する調査研究につきましては、10月の決算特別委員会分科会で仮設住宅標準図の活用等について、委員の皆様から御意見をいただいたところでございますが、今回、県土整備部と連携し、実際に実験棟を建設して、経年変化等を検証することとしましたので、その概要について御説明いたします。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○佐藤自然環境課長 自然環境課からは、建設工事における指名競争入札の試行状況等について説明いたします。

この資料は、公共3部で7月から実施しております指名競争入札の試行状況を12月までの中間集計として取りまとめたものでございます。

1ページに試行状況と主な項目の検証状況について記載しております。2ページには、現在

の検証状況を記載しております。

1 ページをお願いいたします。

まず、1の試行状況についてであります。指名競争入札の試行につきましては、土木一式を7月から、その他の工事を10月から実施してきたところでありまして、昨年12月末までに147件の指名通知をいたしまして、107件につきまして契約をしたところでございます。

その下の表をごらんください。この表は、左側に指名通知の件数、それから右側に契約件数を記載しておりますけれども、対象工種ごとに同じ期間の状況を指名競争入札と一般競争入札の価格競争方式及び総合評価落札方式との比較を行ったものでございます。

左から2列目の通知件数の「計」の列の一番下をごらんください。試行期間中の対象工事は全部で434件でありまして、このうち、約3分の1の147件を指名競争入札とし、ほかは一般競争入札であったことを示しております。

表の右側、「契約件数」の欄の指名競争入札の列をごらんください。契約件数107件の内訳につきまして工種ごとに見ますと、土木一式が69件、舗装が21件、とび・土工・コンクリートが8件、建築一式が9件でありまして、まだまだ実施件数が少ない工種があるところでございます。

なお、通知件数147件と契約件数107件の差につきましては、12月末時点で見積期間や審査期間にあったもの、さらに、入札を実施したものの、契約に至らなかった入札不調4件、それから不落案件が12件となっております。

次に、2の主な項目の検証状況等についてであります。指名競争入札の契約件数がまだ少ないこと、それから、補正等で公共工事が急増する中での試行となったことによりまして、発注件数の増減による影響等を把握できないなど、

検証上の課題はございますけれども、現時点で一般競争入札と比較いたしますと、「平均応札者数が多い」「最低制限価格付近での応札割合が低い」「工事現場に近接する企業の受注割合が高い」「入札不調の発生割合が低い」といった傾向が見られるところであります。

また、昨年12月に実施した指名企業に対するアンケートにおきましては、予定価格3,000万円未満の工事につきまして、約75%の企業が単独または併用のいずれかで指名競争入札の実施を希望しているところであります。

下のほうの表をごらんください。この表は、試行開始前に設定いたしました14の検証項目のうち、主な7つの項目の状況について抜粋したものでありまして、欄外の米印にありますように、⑦の項目を除きまして、3つの入札方式のうち最も高いもの、または低い数値に着色をしております。

各項目について順に一般競争入札の価格競争方式及び総合評価落札方式と比較しながら説明いたします。

まず、①の平均落札率につきましては、3つの入札方式間の差がほとんどなく、ほぼ同じ水準となっているところでございます。

次に、②の平均応札者数につきましては、指名競争入札が7.3者と最も高くなっており、価格競争が最も低い値となっております。

なお、指名業者数は10者でありますので、応札者平均の7.3者との差、2.7者が平均して辞退しているということになります。

③の最低制限価格付近の応札割合につきましては、指名競争入札が26.2%と一般競争入札の半分程度となっており、平均落札率がほぼ同じ水準にある中で、最低制限価格付近への応札の集中が緩和されている状況がでございます。

次に、④の入札手続期間につきましては、設計書の起案から契約に至る期間でありまして、土日、祝日等を含んでおります。価格競争が最も短くなっておりますが、指名競争入札との違いは1.9日であり、また、総合評価と比較しますと、4日早くなっておりますけれども、明確な違いがあるとまでは言えないと考えているところでございます。

⑤の工事現場に近接する企業の受注状況につきましては、「土木一式、建築一式」と「舗装、とび・土工」に分けて書いております。これは、請負企業の所在状況が異なるため、指名選定基準におきまして評価の仕方をかえているためでありまして、土木一式それから建築一式では、工事現場と本社が旧44市町村内にある場合を最も高く評価し、舗装やとび・土工につきましては、本社または営業所が土木事務所等の管内にある場合を高く評価しております。指名競争入札の数値を見ますと、「土木一式、建築一式」では、総合評価に次いで高く、「舗装、とび・土工」では最も高くなっておりまして、工事現場に近接する企業の受注する割合が高いことが読み取れるところであります。

⑥の入札不調・不落の状況についてであります。入札不調につきましては、指名競争入札の数値が最も低く、不落については最も高い数値となっております。入札不調の数値が低いことは、②の平均応札者数が多いことなど関係しているものと考えております。

また、不落の数値が高い理由につきましては、分析が難しいところがございますけれども、希望する企業だけが参加する価格競争との差も1.5ポイントでありますので、大きな差があるとまでは言えないと考えておるところでございます。

⑦の指名された企業に対するアンケートにつ

きましては、昨年11月までに指名された企業418者に対して昨年12月に実施してございまして、301者、72%の企業から回答を得て集計したものでございます。アンケートでは、入札手続や審査手続の負担感などについて質問しておりますけれども、その中で、今後の3,000万円未満の工事の望ましい入札方式についても尋ねております。「単独」それから「併用」「3方式の併用」の着色した数値を足しますと、約75%となりまして、単独または併用での指名競争入札の実施を希望しているところであります。

なお、このアンケートにつきましては、12月以降に初めて指名された企業に対しましては、2月に実施する予定でございます。

2 ページをごらんいただきたいと思っております。

1 ページで上げております以外の項目について、主なものについて簡単に御説明いたします。

(5)の工期短縮状況と(8)の工事成績評定点につきましては、備考欄にありますように、12月までに工事が完成した26件の状況を分析したものでありますが、完成件数が少ない中では、1件の数値が平均値に与える影響が大きく、現段階で何らかの評価をすることは困難であると考えております。

また、(9)の格付区分ごとの入札参加者数につきましては、試行対象工事の件の有資格者名簿に登載された企業数を分母といたしまして、入札に1回でも参加した企業の割合を示したものでありまして、指名競争入札の数値が最も高くなっております。

また、このことが(10)の「入札に参加しながら受注できていない企業の状況」におきましては、指名競争入札が最も高い数値となった要因となったものと考えております。

(11)の非指名理由の説明要求につきましては

は、2件ございました。これは、県土整備部の2件でございますが、説明要求者の評価値の合計点、それから順位、10位の者の評価値について教示したところでございます。

(12)の不当な働きかけ、(13)の談合情報については、ございませんでした。

最後に、来年度の取扱方針等についてでありますけれども、引き続き、試行結果を取りまとめ、検証に努めますとともに、関係団体との十分な意見交換を行いまして、2月議会の委員会で報告した上で決定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 委員会資料の3ページをお開きください。

素材・製材品の価格動向についてであります。

まず、1の素材価格の推移であります。下のグラフをごらんください。折れ線グラフは、県森連市場の月ごとの平均価格を示しております。棒グラフは県内に16あります原木市場の月ごとの取扱量を示しております。折れ線グラフの中ほどになります。一昨年6月に1立方メートル当たり6,900円と過去最低を記録しております。10月には、一旦9,300円と持ち直したものの、その後は伸び悩んでおりましたが、円安の進行により国産材の競争力が回復したことや、消費増税前の駆け込み需要など好調な住宅着工に支えられたことから、昨年7月から上昇に転じまして、12月には市場の出材量がふえる中であって1万3,200円まで急騰し、平成12年3月水準まで回復をしております。

下のほうに参考として、直近5カ年の素材生産量と原木市場取扱量を載せておりますが、表をごらんください。素材生産量は年々増加傾向にありましたが、平成24年は157万1,000立方と、

前年に比べ6万立方減少しております。これは先ほど申しましたとおり、24年6月に過去最低を記録し、価格対策の一環として生産調整が行われたことなどによるものでございます。このうち、杉の生産量は、全国生産量の14%に当たる140万4,000立方となっており、22年連続して全国1位となっております。

また、素材の69%に当たる107万7,000立方が原木市場を経由しての流通となっております。

4ページをごらんください。

製材品価格の推移であります。下のグラフをごらんください。これは、関東地区における3メートル柱材の価格の推移を示しております。白線が、ヨーロッパ材のホワイトウッド集成柱材で、黒い線が、杉乾燥柱材であります。柱材としてシェアを争う競合関係にありますが、25年の1月以降、ホワイトウッドは円安の進行に伴いまして急激に価格が上昇し、4月には6万円台に乗せておりましたが、10月以降、下落傾向に転じております。

一方、杉乾燥材は9月以降急騰しております。12月には6万5,000円を記録し、ホワイトウッドより8,000円近く高くなっています。

この短期間での逆転現象につきましては、木材利用ポイント事業による効果が大きいと考えております。大手住宅メーカーが利用ポイントに対応するため、軒並み、外材使用から国産材使用に変更したことから、もともと製品需要が旺盛な状況の中で国産材にシフトしたことから手当てが集中しまして、国産材の品薄によって起きたものと考えられます。

その影響で、円安が進行する中であってホワイトウッドが下げ、価格が逆転すると、そういった現象が起きたということでございます。

下のほうに、直近5カ年の製材品出荷量を載

せております。生産量は65万から70万立方で推移しております。平成24年は67万7,000立方となっております。このうち、67%に当たる45万1,000立方が県外に向けて出荷されております。今後の木材価格の見通しにつきましては、消費増税の反動による影響が心配されますが、国においては木材利用ポイント事業の継続や住宅ローン減税の拡充などが措置されたところであり、どの程度の影響になるか不透明なところがございます。

また、素材価格につきましては、例年春から夏にかけて下降傾向にありますが、ことしの夏には、中国木材日向工場の稼働が予定されており、間もなく原木の調達が始まろうとしておりますので、価格の維持形成に期待をしているところでございます。

いずれにしましても、今後の価格動向を注意深く見ながら、引き続き県内での需要拡大に努めますとともに、県外、海外に向けての出荷拡大対策に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 私のほうからは、木造応急仮設住宅の供給体制等に関する調査研究につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の5ページをお開きください。

木造応急仮設住宅につきましては、断熱性、調湿性、防音性能、また木のぬくもりが感じられるなど居住性にすぐれているというふうにされておりますほか、地域経済への波及も期待されるものでございます。これら木造の応急仮設住宅を災害時に円滑に供給する体制を整備するため、県では昨年度、関係団体等と連携をいたしまして、木造応急仮設住宅の標準図等を整備したところでございます。

本件に関しましては、昨年10月の決算特別委員会環境農林水産分科会におきまして、委員の皆様から、いざというときに素早く対応できるよう、危機管理局、県土整備部等と連携を図りつつ、実際に木造応急仮設住宅を建ててみるなど、具体的な検討を行うべきという御意見を賜ったところでございます。この御意見も踏まえまして、今般、関係部局や関係団体等と連携をいたしまして、実際に木造応急仮設住宅を建て、施工や供給に伴う課題、完成後の経年変化、また居住性の検証等を行うこととしたものでございます。

具体的には、6ページの4の図をごらんください。一般的な広さでございます9坪タイプの木造応急仮設住宅を実際に木材利用技術センターの敷地内に建てまして、昨年度整備いたしました標準図の妥当性、また施工に伴う課題、所要工期などの検証を行いますとともに、施工及び供給にかかわる関係者の役割分担、情報連絡体制などについて検討、整理を行うこととしてございます。

あわせて、実際に建設いたしました木造応急仮設住宅につきましては、当面存置いたしまして、関係部局と連携をしながら、室内の温度、湿度、こういったものの観測、経年変化等の観察などを行いまして、改善点の洗い出しなどを行うこととしてございます。

本件につきましては、5にございますとおり、先般1月16日に、実際に木材利用技術センターの敷地内に実験棟の建設を行ったところでございます。今後とも、関係部局と連携を図りながら、木造応急仮設住宅の供給体制の整備に努めてまいり考えでございます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。

報告事項について質疑を承ります。何かありませんか。

○緒嶋委員 指名競争入札試行状況についてでありますけれども、今までは一般競争だけだということで、議会の強い要請を受けてこのような試行をされたわけでありまして。この結果を見たら、指名競争入札をすることによって、何というか、問題があったというよりも、これはかえって継続というか、もう試行ではなく、このとおりに進めたほうがいいんじゃないかというような結論ではないかと思うんですけれども、このことについて、今の段階でどういう評価をされておりますか。

○佐藤自然環境課長 先ほど申しましたように、これにつきましては、一応12月段階の途中の集計ということで、今後また残りの試行の件数につきまして入札等を行ってまいります。また、先ほど申しましたように、完成したところが少ないとかそういうことがございますので、今後またそのような状況を踏まえまして、まず、内部の公共3部のワーキング等で検討いたします。

それと、アンケート調査等も検討いたしまして、それから関係団体ですね、建設業協会とか舗装の関係とか、そういう関係団体等の状況も伺いました後に、2月議会の常任委員会等でその結果を報告していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 環境森林部としては、環境森林部の仕事についての評価はどう考えておられるか。農政とか土木は別にして。

○佐藤自然環境課長 通知件数147件のうちに、大体うちの件数が14件で、1割程度でございます。その中で、ちょっとことしは特殊な事情もございまして、不落等の案件もございまして、

今の段階では、まず1割ぐらいでは少ないということと、もうちょっと様子を見ないと——環境森林部としての方針はまだ検討中でございます。

○緒嶋委員 それはそういうことを言わんで、やっぱり環境森林部としても腹は決めとかなとよ、農政とか土木に気兼ねすることはなく。これは指名競争でやったから——それでも環境森林部は不調やらが一番多いですね。指名で不調であったものが何件かあるんじゃないですか。

○佐藤自然環境課長 14件通知しておりますけれども、このうち不調はございませんが、不落が2件ございます。

○緒嶋委員 不調がなかったということはよかったですね、逆に言えば、私は、これは一般競争なら不調になっと思ったと思うんです。指名だからそれなりの入札をされたいと思うんです。そうなれば、私は指名することの意義というのは高かったというふうに思うんですが、そのあたりはどうですか。

○佐藤自然環境課長 もともとの狙いとして、現場から一番近いということで10者選んで、その後価格競争ということになっておりますので、委員のおっしゃいますとおり、それなりの意義はあったんだと考えております。

○緒嶋委員 やはり、工事はできるだけ会社に近いところで仕事をしたほうが会社のメリットは大きいわけですね。遠いところからの仕事というのは、そのコストがやはり、そこに移動するコストだけでも相当手間もかかるし、また、いろいろな事務的なもの、それから連絡を含めて、一般競争入札で落札しても、やはり大変なわけですね。そうなりや、指名した人は、指名があったということで、やはり近くの仕事はできるだけ受注したいという思いが強いと思うん

ですね。そうなれば、この3,000万という金額が一つの線として適当かどうかは別にして、やはり、私は指名することの意義は大きいんじゃないかなと。それと、不当な働きかけとか、いろいろな談合情報もなかったということであれば、こういう指名競争入札で心配したものは何もなかったと、思っていいんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはどうですか。

○佐藤自然環境課長 先ほど申しましたように、12月時点ということでは、この表から見ますと、そのようなことだろうと、思っております。ただ、中間時点での集計ということで、今後の結果も踏まえないとは思っていません。

○緒嶋委員 現場は、今はもう1月まで進んでおるわけですね。評価せんといっても、あともう2月、3月しかないんだから、大体の方向性というのは当然わかっていなきや、あとちょっとの期間で検討するというのは、何というかな、少なくとも、それであなたたちの考えが変わるはずがないと思うんですよ。そういうことであれば、やはり試行段階はもうことしまでにして、1年で終わって、次は指名競争入札はもう問題がないということであれば、続行するという結論を出すべきだというふうに、今、要望しておきます。

○蓬原委員 5ページの応急仮設住宅、決算のとき、私がこれをたしか言ったんだというふうに記憶しています。1月16日ということですから、もうこれはでき上がっているんですよ。

○石田みやざきスギ活用推進室長 1月16日に実際に建築をいたしました。

○蓬原委員 これができで一般公開というか、外からの皆さんもよく見られる状況になっているんですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 実際に、見

学等につきましても応じられる体制ということで整えてございます。

○蓬原委員 仮設住宅の場合は、いかに緊急に素早くつくって、被災された方々にそこに住んでもらうかというのが一番の条件になるかと思いますが、大体何日間ぐらいででき上がったものなんですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 建設そのものにつきましては、*約4時間ほどでできたというふうには聞いてございますが、実際に部材の調達ですとか用地の整備ですとか、そのほか中の工事ですとか、そういったものを含めると、標準的にはやはり30日程度はかかるというふうに見込んでおるところでございます。

○蓬原委員 結局、内装その他入れて30日と。例えば、冬場であれば暖房の器具を入れたりとかいろいろなことがあるんでしょうけど、30日はちょっとかかり過ぎじゃないですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 東日本大震災の際にですね——東日本大震災に限らず、標準的な工期というのがございますけれども、プレハブでも約40日、木造応急仮設住宅で東日本大震災の場合には47日ほどかかってございますので、標準的な工期かというふうには考えてございます。

○蓬原委員 なるほど、そうですか。木ぐいの基礎となっていますよね。それはコンクリートとかそういうことではなくて。ちょっとそのところを教えてくださいませんか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 木ぐいにつきましては工期が短くできるということで、実際に、東日本大震災におきましても採用された工法でございます。

ただ、木ぐいにしますと、東北のほうでは

※10ページに訂正発言あり

からの湿度が上がってくるということで、いろんな課題が出てきたという御指摘もございましたもんですから、今回につきましては、そういった木ぐいの工法につきまして、実際に施工してみ、年間通して湿度等の経過につきまして観察をするということで、その木ぐいの有効性等々についても検証を行うということで採用させていただいてございます。

○蓬原委員 この応急仮設住宅は全国を対象にしたものなのか、宮崎県で起きたときに対応しようとするものなのか、その心意気はどこにあるんですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 今回県のほうで整備させていただきました木造応急仮設住宅の標準図につきましては、基本的には、今回のものについては、県内におきまして災害発生時に県内の、いわゆる製材業者さんなどがあらかじめプレカットの図面等々をもって、被災地に入ってきた木材につきまして、そのプレカットの部材の設計図に合わせて材を供給し、そこで応急仮設住宅を建てるということで、一連の流れの中で考えてございますので、現在のところ宮崎県ということで考えてございます。

○横田委員 3ページの素材・製材品の価格動向についてですけど、昨年の後半からいろんな要件で素材価格がずっと上がってきたわけですが、当然、それは消費税増税の見込みと申しますか、それで上がったというのもあるんですけど、その反動は当然考えられるわけで、ことしに入ってから生産量がかなり減らされているという話も聞くんですね。結局、例えばプレカットなんかでも、もう断わらんといかんぐらい注文がいっぱい来てたそうなんですけど、消費税が上がるということになったら、もうがたっと減ってしまうというようなことも十分考えられ

るわけで、そういったことは前もって予想がつくわけですね。ですから、それを平準化するというのが行政の大事な役割じゃないかなと思うんですけど、4月以降の動向はどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○河野山村・木材振興課長 素材価格の動向ということでいいんでしょうか。

○横田委員 はい。生産量も含めてですね。

○河野山村・木材振興課長 先ほどのグラフのとおり、去年の夏場以降、生産量が急激に伸びてきております。量的には、12月でピークの状況にまで来ております。ただ、価格についてもちょっと天井感が出ておまして、初市等を見ますと、ちょっと1,000円くらい落ちてきております。ですから、1万2,000円程度になろうかと思えますけれども、状況としては量がふえつつありますので、例年の生産量よりちょっと上回るぐらいの生産量はいくんではないかというふうに思っております。

価格についての動向ですね、業界等に毎月調べておりますけれども。やはり量がふえておりますし、駆け込み需要と申しますか、それも一段落すれば、若干の下げはあるけれども、極端な下げにはならないだろうと、そういった予想を業界としてはしているようでございます。

以上です。

○横田委員 そういった相場とかいうのは、市場が自然に調整していくのが当然だろうとは思いますが、でも、例えば消費税の駆け込み需要とか、急激に上がったとか急激に下がってしまったりするの、一番業界としても避けなければいけないことだと思いますので、そういったことは前もって予測ができるわけですので、何とか少しでも平準化できるように行政として

の役割を感じていただいて、また御検討をしていただければと思います。

それと、木造の仮設住宅ですけど、先ほど、工期が30日30日ぐらいかかるということでしたけど、例えば、もう前もってプレカットとかした状況で備蓄するということはできないものなんでしょうか。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 備蓄につきましては、やはり、そのための用地ですとか、その管理の費用ですとか、そういったものがどうしても必要になってまいりますので、今の当県の生産能力というもので、これまで住宅部材を引いていた製材業者さんなどをお願いをして、その都度調達をするというのが最も適切ではないかというふうに考えているところでございます。

なお、先ほどちょっと説明が不足しておりましたので、この場をおかりしまして追加で御説明申し上げます。

先ほど、上棟につきまして4時間ほどというふうに申しあげました。こちらにつきましては、あくまで骨組みの上棟の部分でございまして、実際に家として屋根を張ったり、外壁をつくったり、床を張ったりというようなものも含めて、実際に仮設住宅として完成するのは2月中旬ということでございます。大変失礼いたしました。修正させていただきたいと思っております。

○横田委員 何でも不測の事態を予測して備蓄するというのは大変だろうと思うんですね。例えば、今インフルエンザとかがはやっていて、タミフルなんかも以前から備蓄してますけど。それとか、いつ災害が来るかわからないのに、いわゆる災害のグッズとかそんなのも備蓄するわけですけど。本当大変だなと思うんですけど、でも、やっぱり、ここにも災害者の居住の安定

を早期に図る必要があるというふうに書いてありますので、そういったことも——財政的なものもありますからなかなか簡単に言えないんですけど、そんなふうにも感じたところでした。

○緒嶋委員 今の応急仮設住宅ですけど、これは何かプレカット工場に図面的なものを作って、そこですぐそれにプレカットで対応できるかという、そういうことはできるだろうと思うんですけど、そういう発想はないわけですか。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、実際に昨年度、標準図を整備しましたときに、プレカットの図面につきましても、すぐに、各製材工場さん、プレカット工場さんのほうに情報提供させていただきまして、いざ災害が起こったときには、その図面に応じてすぐ引けるという状況で整備をさせていただいているところでございます。

○緒嶋委員 そのようにお願いしておきます。

それと、素材や製材品の価格ですけども、今後はバイオマスという新たなものが入ってくるわけですね。そうすると、そのことが素材関係の価格にどういう影響を与えるか、これは川上のほうにプラス効果がなきゃどうにもならんわけですが、そのあたりはどういうふうに試算されておるわけですか。価格に与える、そういうバイオマスの影響というか、そのあたり。

○河野山村・木材振興課長 バイオマスの燃料として使われますのが、いわゆる未利用材、林地残材が主だというふうに考えておりまして、ですから、1番に出てきますA材、通直な材ですけども、B材のやや曲がり材、これについては従来どおり製材工場もしくは合板工場で使われるということでございます。

バイオマス発電所で使われますのは林地残材

——これをD材と言っていますけれども——それに加えて一部C材があるのかなと思っておりまして。ですから、D材については今まで市場に出てきておりませんので、製材工場等と競合することはないと思っております。バイオマス発電所が稼働し始めて影響が出ますのは、いい方向の影響といいますか、価格上昇に作用するのは、C材が一部使われるかと思えますので、その部分については上昇が幾らかあるかもしれないというふうには見込んでいます。

○緒嶋委員 言われたとおり、理屈から言えばそうだと思うんですけども、C材やらが思うように出てこなければ、極端に言えば、B材もバイオマスの燃料として使わざるを得ないような可能性もあるんじゃないかと。林地残材を有効に利用するという理屈はそのとおりだと思うんですが、本当に林地残材が予想どおり出てくるかどうかというのが、やはり懸念される場所です。バイオマス発電所は5つぐらいできるということであれば、その燃料が足りなければ、燃料がなければその発電はできないわけですから。そうすると、やはり、部分的にはB材までもチップに回さざるを得んようになるんじゃないかなと。C材とか林地残材が間違いなく出てくるか。それは川上のコストを考えた採算性が、本当に林地残材を供給するだけのコストを加味した体制ができるかどうかというのが、私は、大きな課題だと思うんですけど。そのあたりも含めて、B材、A材には影響はないというふうに課長は言われるような気がするんですが、私はそのとおりになるかなというのをちょっと懸念があるんですが、そういうことは大丈夫ですか。

○河野山村・木材振興課長 バイオマス発電の

買い取り価格、これはFITで木材の種類ごとに買い取り価格が決められております。1キロワット32円で買い取られるものについては間伐材と、森林経営計画の対象森林とか保安林とか国有林とかそういったものでございますけれども、その対象になるためには、やはり、経営計画の中できちんと管理されたものしか対象にならないということがございますので、急にA材を燃料に回すとか、そういったものにはなりませんし、やはりA材については製材用に向けていくと。価格的にも折り合わないというふうに思っております。燃料そのものが、買い取り価格算定委員会の中では、チップの燃料として買い取り価格は1万2,000円というふうになっておりますので、それから算出しますと、製材用のA材もしくはB材で燃料に回すことによっては採算的には合わない。そういった価格設定になっておりますので、必然的には林地残材とか低質なC材が燃料としてあるものというふうに考えております。

○緒嶋委員 かつては平均価格が6,900円になったこともあるわけですね。そういう安くなったときも、それにいく可能性もあるんじゃないかと思う。価格が安くなればですね。そのほうが本当はやりやすいわけですね、コストがかかっても。そうなれば価格の問題で、私は、B材も価格が下がれば、下がっちゃ困るわけだけど、現実にはそういう可能性があるんじゃないかなという心配をするわけですね。そのあたりはどうですか。

○楠原環境森林部次長(技術担当) 今、課長のほうから申しあげましたように、バイオマス発電でこれだけ莫大な量の需要ができますから、今まで使われなかった分はとにかくその分の需要が出る。だから、C材、D材に近いのが燃料

に回りますので、基本的には下支えになるというふうに思っています。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、B材とかに影響がないか。それは、例えば、今後消費税反動減が非常に激しくて、建築需要が非常に愕然と落ちるといったようなことになる、若干、今言いましたD材、C材を食っていくというような可能性はないことはないんですけど、そういう意味でも、A材、B材の価値をきちっと高めて、一方で公共建築などで需要拡大をきちっと図っていく必要があるというふうに思っています。

それと、D材につきましては、せっかくこういう需要が出るわけですので、きちっと安定供給ができるように、これから市町村森林組合等ともそういった今まで使われなかった分が出るように、そういった動きをきちっとしていきたいというふうに思っています。

○緒嶋委員 言われたとおり、やっぱりC材以下でやってほしいと思うんですけど、これはなかなか、バイオマス発電所も原料がなければ、32円とかいろいろ決まりはあるけど、やっぱり発電するためには無理してでも高くても買わなきゃいかんというときが出てくる可能性も、なきにしもあらずじゃないかなと。原料供給体制が、県森連や素材生産組合なんかともうまく連携しなきゃ問題が起こるんじゃないかなという、逆に懸念があるので、そのあたりの体制をできるだけうまくというか、合理的に体制を整えることを、やはり一番今考える時期に来てるんじゃないかなということを強くお願いしておきます。その体制の整備ですね。

○高橋委員 2つほどお尋ねしますが、まず1点は、この素材・製材品の価格の動向なんですけど。いわゆる価格というのは、これは需要と

供給のバランスなわけですけど、ただ、製材品は、私たち素人から見て、極端に下がれば製材品も下がるんだろうなと思って、これがなかなか下げない、そういう何か仕組みがあるみたいですけど。

この折れ線グラフを見ると、製材品のほうは、素材の価格の推移と違って、あんまり急激な波を打ってませんよね。だから、さっきからありますように、今、駆け込み需要で、いわゆる建築界はにぎわっているんですけど、ただ、あおりを食っている業界がいることは御存じだと思うんですよ。買い手の発注者は値段を上げてもらおうと、やっぱり大工さんが移っちゃうわけですよ。住宅メーカーはわかりませんが、一人大工とか個人でやっていらっしゃる方々は、あおりを食っていらっしゃるんですよ。いわゆる値段を上げられないんですよ。だから利幅を、まあ、もうけを少なくして受注されている現状があるわけですよ。だから、この製材品の急激な上がり方をやっぱり調整をしないと、一方で潤っているという人とそうじゃない人がいるということ、これは行政はしっかり把握しとくべきだなということを思いましたので。その辺はしっかり把握されていますよね。

○河野山村・木材振興課長 確かに委員のおっしゃいますとおり、急激な価格の上昇は、言われてましたような請け負けといいますか、建設費用のほうがかさみまして、なかなかペイできないというような状況が生まれてくるかというふうに思っております。ですから、安定的な需要と価格の推移が維持できるように、行政としても、できることについては需要拡大等で努めてまいりたいと思っています。

○高橋委員 あと1点。仮設住宅の件で、室長はまだいらっしゃらなかったと思うんですけど、

日南の職業訓練校でこれをつくって展示したことがあるんですよ。新聞にも出たんですけど。あの件はもう忘れられたのかなと思いながら。東北のほうにこれを提供したらどうかということ、つくられた方、日南の建築業協会とか、その辺がつくられて整理された。図面までたしか提供されたと思うんですけど、その辺はどういうふうな経過をたどっているのかなということをお尋ねします。

○石田みやざきスギ活用推進室長 高橋委員の御指摘のとおり、日南のほうで職業訓練校でしたか、こちらのほうで仮設住宅につきまして図面等々、また実際に建てて実証したというのは承知してございます。

今回につきましては、取り急ぎ、昨年県のほうで整備いたしました標準図面ということで実際に建てさせていただいたところでございますけれども、委員御指摘のこういった図面の活用ですとか、こういった技術ですとか、ものについて、今後もいろんな面で、取り入れることができるものについては取り入れてまいりたいと思っております。

日南のものにつきましては、何かちょっと建設上の、木造応急仮設住宅の標準的なものとして、何か一部合致しないものがあつたというふうにもちょっと伺ってございます。いわゆる断熱材がはまらないとか、何かそのような指摘もあつたやに聞いてございます。ただ、委員御指摘のとおり、こういった取り組みにつきまして、いろいろ検討できるものにつきましては私どもも取り入れながら、この体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○岩下委員 先ほど備蓄の話も出たんですけど、

応急仮設住宅というのは、できるだけ早くという意味ですよ。震災に限らずですよ。どうしても災害というと、もう震災が来たときにどうだこうだということになりますけど。それこそ、10棟以上が燃える大火の災害とかいろいろあるわけですけども、完成が30日、40日かかって応急で対応しますということやって、これからつくりますということよりも、さっき備蓄という話がありましたけど、もういざノックダウンで組み立てだけと。それは50棟なら50棟とかですね。県だけで持つのはなかなか、かなり無理でしょうけれども、県のほうで音頭をとっていただいて各市町村にも何棟か持ってもらおうと。例えば日南で10棟とか、延岡で20棟とか、そういうぐあいに。そういった備蓄をやって、呼びかけながら県が音頭をとって、いざ何かあるときには、もう翌日には組み立てができて住めますよと。そういったことを踏まえていたほうが応急対応というのになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、木造に限らず応急仮設住宅につきましては、速やかな建設というのが当然求められるというふうに考えてございます。こういった中で、実際にプレハブによるもの、木造によるもの、いろんなものがございますけれども、そういったもので最も工期が短く、また備蓄となりますと大変大きなスペースが必要になりますので、そういったものについての費用ですとかそういったものも含めて、委員御指摘のような体制がとれるのかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩下委員 ですから、何か起きたときに、30日、40日かかります、できるだけ急ぎますというよりも、もう何棟用意してますと。宮崎県だ

けじゃなくて、いろんな他県にも貸してあげるということもできるわけですから。

ノックダウンというのは、建物そのままをつくったままを保存するんじゃなくて、最終的には組み立てて、ノックダウンでするわけですから、そんな大きな面積というのは、家を1軒という形の中で考える場合よりも、ノックダウンで組み立てができるという、そういった対応でやったほうが対応できるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 実際に、プレハブのようなもの、全国でその供給につきまして体制を整備しているもの、これは全国で協定が結ばれてございますし、当県におきましても、関係団体との協定等々結ばれてございます。こういったものですか、あと、当然のことながら排水の処理ですとか、そういったものの工期もございますので、実際にどういったことができるのかといったことにつきましては、真剣にまた考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩下委員 最後になりますが、仮設住宅で1年も2年も3年も住むということではなくて、すぐ住む場所を用意すると。ですから、完全な形じゃなくてもいいと思うんですよね。2～3カ月はこれでちょっと過ごしてくださいという形の中で。また、できましたら各市町村のほうもそういった課題もあろうかと思えます。また御意見を聞いていただきながら、何かいい策があればというふうに思います。よろしく願います。

○山下委員長 そのほか何かありませんか。

○蓬原委員 その他で、環境森林課長ですかね、自然を守る条例。今度2月ですか、予定されているのではないかと思いますが、どういうパブ

リックコメント等があって、その後の経過をちょっと簡単にお知らせいただくとありがたいと思っています。

○川野環境森林課長 パブコメが終了いたしましたして、先日、森林審議会の中で、パブコメでいただいた意見の御報告等もさせていただいたところでございますが、条例そのものを制定することに対して反対意見というのはございませんで、具体的にその条文についての御意見というものなかなかなかったんですが。その中で今後検討していきたいというような内容の中では、例えば届け出制度が適用除外になるようなケース、そういったものについては九電さんとかN T Tさんとかそういったところから、いわゆる公共のために土地を所有するというか、そういったケースについても事前届け出制度が必要かどうか、その辺を検討してほしいというような意見もございました。

あと、やはり、制度そのものはいいですけど、運用についてきちっとやってほしいというような御意見等もございまして、そういう御意見を踏まえながら、2月議会で議案として提案していきたいと考えております。

○蓬原委員 わかりました。

○山下委員長 それでは、ほかにないようですので、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部報告事項についての説明を求めます。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております環境農林水産常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、農地中間管理機構の概要についてほか3件と、目次には掲載しておりませんが、別途資料をお配りしております豚流行性下痢の発生状況等につきまして、計5件について御報告させていただきます。

このうち、国の農業政策見直しに関連いたします農地中間管理機構、新たな米政策、それから多面的機能支払制度の概要につきましては、昨年10月それから12月の当委員会において御報告させていただいておりますけれども、その後、明らかになりました内容を踏まえまして、改めて御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○大久津連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。

農地中間管理機構の概要について説明いたします。委員会資料の2ページをごらんください。

まず、国の予算概要ですが、夏の概算要求では、約1,000億円を要求されておりましたが、昨年末の概算決定時では、右上にありますように、25年度補正で400億円、26年度当初予算で305億円が計上されたところであります。

その理由としましては、各都道府県の2月補正で条例基金を創設させ、機構事業推進の体制づくりを早期に行わせるため、当初予算とあわせて、今回の緊急経済対策として一部補正対応で実施するものであります。

予算の主な内容ですが、1つ目は、真ん中の農地中間管理機構の業務に対する支援で、(1)の機構の立ち上げと運営に必要な経費、(2)の機構による借り受け農地の賃料、貸付者が決まるまでの農地の保全管理費用等で、基本は国が10分の7を補助しますが、機構が農地を借り受けた後、借り受け者が見つからない場合は、再度出し手に返すことになっており、機構での農地の滞留防止とともに、担い手への農地集積を加速化させるため、貸付率に応じて奨励金として最大95%まで国が負担する仕組みとなっております。

2つ目は、左側、農地の出し手に対する支援で、(1)の地域集積協力金は今回創設され、(2)の個々の出し手に対する支援を合わせて253億円が全額国庫補助で計上されております。

一方、これまでであった受け手への規模拡大交付金10アール当たり2万円が今回廃止されております。

3つ目は、右側、農地集積業務の基本であり、今回法定化された、農地基本台帳の電子システムの整備等の支援と、耕作放棄地の解消に向け、所有者の意思確認等を行う経費として138億円が全額国庫補助で計上されております。

次に、3ページをごらんください。本県における農地中間管理機構の取り組み(案)についてであります。

(1)の本県の実施については、宮崎県農業振興公社を本年度内に機構として指定する予定であります。

また、認定農業者や農業法人など、本県の担い手への農地集積率は、現状は44%であり、機構事業を活用して、今後10年間で国が示した90%の集積目標を達成するためには、年間約3,000ヘクタールを超える農地集積が必要となっております。

ります。

次に、(2)の本県における農地集約化の課題であります。

今回の制度は、東北・北陸地方の水田地帯をベースに構築されており、田畑の割合が半々である本県では、飼料作、野菜、果樹など、生産品目、作型が多岐にわたり、園芸ハウスや茶畑なども点在しており、農地のゾーニングが難しいと考えております。

また、話し合い活動の場である集落機能が低下している中で、基盤整備率が低いことから、農地集約に当たっては、効率的利用が難しく、さらに、農地集約化のメリットを受けにくい中山間地域を今後いかに取り組んでいくかが大きな課題であると認識しております。

こうした状況の中で、地域の実情に応じた農地集積を進めたいと考えており、基本的には、

(3)の①分散錯圃状態の担い手の農地を再配分し、面的集積を図ることを第一に考え、規模拡大を目指す担い手への農地集積、集落営農等の取り組み推進での活用、そしてリタイア農家の農地の面的まとまりの推進と担い手へのマッチングなどにおいて、機構事業をしっかり活用してまいりたいと考えております。

次に、右側のフロー図をごらんください。

国は、水田地帯での活用を基本に、農地の出し手への優遇措置を強化して、出し手の掘り起こしから取りかかることとしておりますが、本県では、まずは、①の農地の受け手となる担い手を明確にしてもらい、規模拡大等の意向を踏まえて、機構がかかわる地域の選定と農地の出し手の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

これまで、出し手・受け手の相対による農地の貸借・売買が基本でありましたが、今回の機

構が介在することにより、安心できる長期的な賃借関係を構築するとともに、耕作放棄地の再生にも活用してまいりたいと考えております。

なお、機構事業の活用パターンにつきましては、5ページをごらんください。

具体的には、①の集落営農組織が法人化に移行する場合や、②のハウス施設等の団地・集約化を図る場合、④の土地改良事業等の基盤整備と一体となった農地集積や、⑥の現在規模拡大が進んでいる、露地野菜等の土地利用型作物において、分散錯圃の解消に向け、担い手間の耕作農地を機構が借り上げて、面的にまとまった形で再配分する場合などの事例を想定しております。

そこで、各市町村においては、旧市町村を単位といたしまして、まずは、これらのモデル的な取り組みのできる地区選定等をお願いし、具体的には事業推進の課題や成果等を実地検証しながら、今後の普及モデルを確立していきたいと考えております。

再度、3ページに戻っていただきたいと思っております。

右下の支援策の内容ですが、農地の出し手に対する支援では、地域集積協力金は、地域でまとまって機構へ農地を出す場合、貸付割合に応じて10アール当たり2万円から3万6,000円までが交付されます。個々の出し手対策では、経営転換やリタイアで農地を機構に出す場合、農地の相続人も含まれますが、個人ごとの貸付面積に応じて30万円から70万円が交付されます。さらに、機構の借り受け農地に隣接する農地の所有者が機構に貸し付けた場合、10アール当たり2万円が交付されます。

なお、これらの交付単価は、平成29年度までの事業の取り組みを加速させるために特別単価

となっており、平成30年度からは減額されると伺っております。

また、受け手のメリットとなる右側の基盤整備については、大規模基盤整備では、機構は離農者等の農地を借り受け、3条資格者として事業参加し、整備後、担い手に貸し付けるまでの期間は、特別・経常賦課金を機構が負担いたします。

さらに、下の簡易基盤整備では、国の農業基盤整備事業の定額助成の活用が想定されますが、助成単価を超える整備費については、機構が全国団体から資金を借り受けて行い、担い手への引き渡し後に賃料で立てかえ分を回収することになります。

最後に、4ページをごらんください。本県における推進体制(案)を整理しております。

特に、市町村ごとの事業推進チームの体制整備においては、農業委員会やJA等の各関係機関との連携と一体的な取り組みが重要であり、これまで農地問題は農業委員会が主体となっておりましたが、今後は、市町村を核に農業委員会と一体的にコントロールしていくという意識改革とその実践が必要と考えております。

現在、県農業振興公社の機構指定と、平成26年度早期の運営開始に向け、県域の各関係機関・団体を構成メンバーとする設立準備会議を立ち上げ、鋭意検討を進めておりますが、さらに、近々、市町村の代表者等も参画いただいた、次のステップとなる検討会議を発足し、機構業務を円滑に実施するための各機関の役割分担と協力体制の検討、そして、詳細な実施方針や実施規定等を詰めることとしております。

なお、これらの機構事業の膨大な業務を遂行するためには、市町村等の協力、連携なしには推進できないことから、これまでも適宜、担当

者会議等の開催による、情報の共有化や地域段階での体制整備の検討をお願いしてまいりましたが、現在は、支庁・振興局長と本庁関係各課が一緒になって、各市町村長を個別訪問し、それぞれの地域の実情に合った、今後の機構事業の活用のあり方や体制づくりについて意見交換等も進めております。

こうした取り組みを踏まえながら、本県農業の構造改革を進められる、農地中間管理機構を整備してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。委員会資料の6ページをお開きいただきたいと存じます。

新たな米政策の概要についてということでございます。前回御説明したところも重なりますけれども、新旧の制度の概要について、まず御説明させていただきたいと思っております。

6ページでございますけれども、現行制度の概略ということでございまして、現在は御案内のとおり、生産調整の目標という数量を国のほうから都道府県に配分されまして、その後、行政のほうから各農業者のほうに主食用米の生産目標数量と、こういうものを配分させていただいてございます。

その助成措置といたしまして、下のほうに枠組みで掲げてございますけれども、現行制度にございますように、「米づくりに対する支援」、それと、その下の大きな枠組みでございます「生産調整への助成」と、こういう2つの支援制度、助成制度で成り立っております。

米づくりにつきましては、御案内のとおり、米の直接支払交付金ということで生産目標数量、いわゆる配分の数量を守った生産者の方に対しまして、その米をつくっている面積に対して10

アール当たり1万5,000円という助成が現在にはなされてございます。

また、その米をつくらない部分につきましては、下半分の生産調整への助成というものの中で全国一律の助成といたしまして、飼料用米であったりとかWC Sであったりとか加工用米であったりとか、こういうような全国一律の単価での助成というものが行われてございますし、また、一番下の太い枠組みの中にごございますけれども、産地資金ということで、国から一定額の配分をいただいた中で、県段階もしくはそれぞれの地域段階で、特にこういう助成をしたいというような品目につきましては、個別に助成が行われているという状況でございます。

これが、新たな制度の中では7ページでございますけれども、一番上のほうにごございますけれども、将来的には5年後をめどということでございますが、国が策定する需給見通しと、こういったものを踏まえながら、生産者なり集荷団体等が中心となりまして、いわゆる配分という形ではなくて取り組んでいくというような米政策というものによって変わっていくということでございます。

また、それに係ります制度といたしましては、下のほうに掲げてございますように、フレームといたしましては、現行と同じ「米づくりに対する支援」というものと、「生産調整への助成」という2つのフレームというものは大きくは変わらないというところでございます。

米づくりにつきましては、御案内のとおり、単価が1万5,000円から半分の7,500円になるということでございまして、あわせて29年産までということで聞いてございます。30年産からは、この7,500円というものが廃止されるというものでございます。

また、生産調整への助成ということで下半分でございますけれども、この中の「全国一律の助成」と、「地域の創意工夫による助成」、こういう大きなくくりというのも変わらないということでございますが、全国一律の助成の中の戦略作物助成というところのアンダーラインが引いてございます、新規需要米（米粉用米、飼料用米）、こういったものにつきましては収量に応じて助成額が増減されるということでございます。基本は、基準の単収というものがございまして、そこまでとれば8万円はまず補償されると。それを、例えば基準の単収というのが、県内では平均しますと478キロということでございますが、この478キロを下回った場合には、その8万円から下回った分だけ減額される。それから、マスコミ等によりまして、10万5,000円もらえるというような誤った認識が大きく出ておりましたけれども。この10万5,000円をもらうためには、その478キロという本県の基準単収を150キロ以上上回らなければ、この10万5,000円というものはもらえないということになってまいりますので、収量の増減というものが非常に大きな鍵を握ってまいるところでございます。

それ以外の単価につきましては変わってございませんが、産地交付金というもののうち、前回と変わっておりますのが、新たに県設定といたしまして、加工用米に対して10アール当たり2万5,000円以内ということで設定をさせていただいたところでございます。

また、地域の設定というのは、今後地域段階で設定がされていくということでございまして、また加工用米（3年以上の複数年契約）につきましては、追加の措置といたしまして1万2,000円の追加がなされるというようなことで新たに決定されてございます。

このような取り組みを受けまして、8ページ、9ページでございますけれども、県におきます水田営農対策の基本的な取り組みについてということでございます。

本県におきましては、水田営農対策推進の基本的な考え方に掲げてございますように、需要に即した商品価値の高い売れる米づくりというものを進めていきたいというふうに考えてございますし、地域振興作物ということで、地域の特色を生かしました振興作物の定着・拡大を進めていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、①に掲げてございますように、商品価値の高い売れる米づくりでございますが、気象変動に強い安定した生産体制の構築や、さらなるコスト低減に向けた取り組みというのを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、②の米以外の地域振興作物の定着・拡大でございますが、これにつきましては、1番目に掲げてございます加工用米といたしまして、県内で確実な需要が見込まれる焼酎原料用のお米、これにつきまして作付拡大を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、現在、自給飼料の安定確保のためにWCS用の稲ということで作付がされてございますけれども、飼養衛生管理上からも非常に重要な品目であるというふうに考えてございまして、引き続き作付を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

また、1つ飛んで、飼料用米でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、基準収量をいかにクリアするかということが大きな課題でございますので、畜産農家段階での利用拡大を図りながら、市町村の基準単収を上回る収穫量が見込まれる圃場につきまして

作付を推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

9ページをごらんいただきまして、先ほど申し上げました加工用米でございますが、この加工用米につきましては米印のところがございますけれども、1月15日に、26年産の加工用米の生産の一つの目安といたしまして、680ヘクタール、3,200トンというものを市町村ごとに面積・数量等を提示させていただいたところでございます。県内の加工用需要が全体の2万3,000トンということでございますが、これに向けて徐々に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、(3)にございますように、産地交付金の活用ということでございますが、この産地交付金につきましては、一番上のポツにございますように、今年度、8億7,700万円余の配分がなされたところでございます。これは、平成25年に比べまして、約3億円程度の増額ということになってございまして、これを活用しまして、①にございますように県段階として加工用米に対して総額で1億7,000万円活用してまいりたいというふうに考えてございます。

また、それ以外の部分につきましては、地域段階に配分いたしまして、従来から使われているものに加えまして、産地戦略枠ということで、地域ごとの特色ある取り組みというものを支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後策定されます水田フル活用ビジョンと、こういったものの中でそれぞれの用途について定められてまいりますので、こういう取り組みというものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

農産園芸課からは以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課です。

委員会資料の10ページをお開きください。

多面的機能支払制度の概要についてであります。

多面的機能支払制度は、日本型直接支払制度のうちの一つの制度として創設されるものであり、まずは、日本型直接支払の概要について説明させていただきます。

1の日本型直接支払の概要にありますように、農業・農村は、国土保全や水源涵養などの多面的機能を有していますが、高齢化等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、地域資源に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されております。

このため、産業政策と車の両輪をなす地域政策として、多面的機能の発揮のための地域活動等を支援し、多面的機能の適切な発揮とともに、担い手の育成等の構造改革を後押しするものとして創設されるものであります。

2つ目の丸にありますように、平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行い、平成27年度から法に基づき実施されるとされており、また、3つ目の丸にありますように、5年後に制度の定着状況等を検証し、施策に反映するとされております。

現行の制度と日本型直接支払の関係は、下の図のとおりであり、一部活動の追加等はありませんが、農地・水保全管理支払の共同活動が農地維持支払の基礎的保全活動と資源向上活動の共同活動に、また、農地・水保全管理支払の向上活動が資源向上支払の長寿命化に移行するイメージとなります。

なお、中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援は、現行制度が維持されます。

次に、2の多面的機能支払制度の概要についてであります。

地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであり、活動組織は、取り組む内容を話し合い、活動計画を策定し、市町村と協定を締結することとなります。

11ページをごらんください。

(1)の農地維持支払については、活動内容として、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動と保全管理構想の作成の双方に取り組む必要があります。活動組織は、現行の農地・水と異なり、農業者のみでも可能とされております。また、対象農地は、農振農用地以外に、地方公共団体が必要と認める農用地も対象とされております。

(2)の資源向上支払については、活動内容として、水路や農道等の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動が対象であり、活動組織は、現行の農地・水と同様に農業者以外に地域住民を含めた組織となります。

(3)の交付単価については、それぞれの活動ごとの地目別の交付単価は下表のとおりであり、例えば、田では、農地維持支払が10アール当たり3,000円、資源向上活動の共同活動が2,400円、長寿命化が4,400円であります。

なお、国、県及び市町村から、それぞれ県の協議会を通じて各活動組織に交付されることとなります。

ただし、表の下にありますように、農地・水保全管理の5年以上継続地区等では、②の共同活動の単価が75%となり、米印の1にありますように、②の共同活動は、①の農地維持支払とあわせて実施する必要があります。また、米印

の2のように、①、②及び③に取り組む場合には、②の共同活動の単価が75%となります。

説明は以上であります。

○宮下農村計画課長 常任委員会資料の12ページをお開きください。

建設工事における指名競争入札の試行状況等についてであります。

このことにつきましては、先ほど、既に環境森林部より説明をさせていただいておりますけれども、繰り返すにはなりますが、当部からも簡潔に報告をさせていただきます。

まず、1の試行状況についてであります。

指名競争入札の試行につきましては、土木一式を7月から、その他の工事を10月から実施しました。昨年12月末までに147件の指名を通知し、107件について契約いたしました。

表の左側の通知件数の一番下の計をごらんください。試行期間中の対象工事は全部で434件であり、このうち約3分の1の147件が指名競争入札でありました。

表の右側は契約件数でございますが、指名競争入札欄の縦の列を見ていただきたいと思います。契約件数が107件の内訳について、工種ごとに見ますと、土木一式以外はまだまだ実施件数が少ない状況となっております。

次に、2の主な項目の検証状況等についてであります。

契約件数がまだ少ないことや、公共工事が急増する中での試行となったことによりまして、検証上の課題はありますが、現時点で一般競争入札と比較してみますと、1つ目には平均応札者数が多い、2つ目に最低制限価格付近(±1%)での応札割合が低い、3つ目に工事現場に近接する企業の受注割合が高い、4つ目に入札不調の発生割合が低いといった傾向が見られま

す。

また、12月に実施しました指名された企業に対するアンケートにつきましては、約75%の企業が単独または併用での指名競争入札の実施を希望するという回答になっております。

続きまして、13ページをごらんください。

こちらは詳しい検証結果を記載しておりますけれども、左端の区分ごとに現時点での検証状況を簡単に御説明いたします。

まず、競争性につきましては、12ページで御説明をした特徴が見られるところでございます。

次に、合理性・効率性につきましては、入札手続期間がほぼ同じであり、入札不調が少なく、工事現場に近接する企業が受注しやすいという状況が読み取れます。

しかしながら、12月までの完了工事がまだ26件と少なく、工期の短縮状況においては現段階での評価は困難であり、今後とも、引き続き検証が必要であると考えております。

次の品質確保につきましても、完成件数が少なく、評価が困難でありまして、今後、検証してまいりたいと考えております。

次に、波及効果につきましては、入札参加数が他の入札方式より高くなっており、一定の受注機会が確保されていると考えております。

次に、透明性につきましては、不当な働きかけ、談合情報等に関する報告はございませんでした。

最後になりますが、来年度の取扱方針等について、引き続き、試行結果の検証に努めますとともに、関係団体との十分な意見交換を行いまして、2月議会の関係委員会で報告した上で決定してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課で

ございます。

別資料でお配りをさせていただいております
2枚つづりの資料をごらんください。

豚流行性下痢（PED）の発生状況等について御報告させていただきたいと思いますが、先に2枚目をごらんいただきたいと思っております。

参考といたしまして、「豚流行性下痢とは」という資料をつけさせていただいております。こちらは後ほどごらんいただければとは思いますが、簡単に御説明をさせていただきますと、まず、症状といたしましては、主に食欲不振や嘔吐、下痢でありまして、特に子豚、中でも哺乳豚に感染しますと致死率が極端に高くなるという特徴がございまして、届け出伝染病に指定されております。

ウイルスは、ふん便中に排せつされますが、感染豚の導入や、人、車両、物によるウイルスの持ち込みで伝播をするという形態をとります。

4の対策といたしましては、とにかくウイルスを農場内に入れないということでありまして、そのためには車両、人、豚の出入りをコントロールすることが重要であります。もし、それらを農場内に入れる場合には、徹底した消毒の実施、また消毒が完全ではないことも考慮いたしまして、農場あるいは畜舎専用の履物や衣類を着用するということが大変効果があると考えております。

それでは、前のページに戻っていただきまして、まず、県内の発生状況であります。表にお示ししておりますとおり、1月29日現在、串間市、都城市、えびの市におきまして、合計25農場で発生を確認いたしております。

なお、表の下に参考でお示ししておりますが、国内では沖縄、茨城、鹿児島、熊本県で発生をしておりまして、特に、鹿児島県では96例が確

認されております。

次に、2の集合施設での対応でございます。県内屠畜場におきましては、ポスターやパネルによります運搬者の消毒呼びかけとともに、屠畜場職員によります車両消毒等の実施、また団体によりましては、発生農家と未発生農家の屠畜場搬入時間を区分することで感染を防止する努力もいただいております。

さらに、県内家畜市場におきましては、子豚競りを中止するなど、さまざまな協力をいただいているところであります。

3の県の対策であります。

これまでの対応といたしましては、防疫情報メールや県のホームページによります情報提供、啓発チラシの配布、農場へ出入りされる畜産関係者以外の電気、ガス、宅配業者等への注意喚起などを実施してまいりましたが、現在では、一定地域での発生拡大が顕著となっておりますことから、これまでの取り組みに加えまして、ページの一番下にありますが、市町村自衛防疫推進協議会と連携をしながら、動力噴霧機が不足する農家に県の保有する動噴を設置していただき、消毒を強化するなど、さらなる蔓延防止に取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係機関や団体の協力を得ながら、被害を最小限に食い止められますよう努めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは以上であります。

○山下委員長 以上をもって執行部の説明が終了いたしました。

ただいまから報告事項についての質疑を承ります。何かありませんか。

○緒嶋委員 いよいよ農地中間管理機構が発足するわけですが、これがうまく機能しなければ、農地の集約等も貸借等も、うまくいか

ないということでありませう。

問題は、私は中山間地におるわけですが、そうなるとうし手は多いが、受け手とうか借り手がうまうかなくて、それが本当に機能するかどうかとうのが大きな課題になると思ふんですが、このあたりの懸念とうのは当然持っておられると思ふんですけれども。その中で借り手にはかういう一時金は出るにしても、それは継続して出るわけじゃないわけですね、一時金ですね。かういう中で、そうすると貸し手と借り手の個人と個人との貸借の金額的なものはかういう形で決められるわけですか。

○大久津連携推進室長 この貸借関係の個人的なやつは、従来どおりの地域での単価が、ある程度目安がございますので、そうした貸付決定をするためには、市町村で貸し手と借り手のその配分計画をつくりませう。そのときに、その賃借料の決定は地域で決めていただくとうことになりませうので、その地域地域の実情に応じて、例えばハウス栽培は5万、10万と高かったり、飼料作物は5,000円とか無償とかいろいろございますので、かういった地域の実情によって単価は決めて、それが毎年支払われるとうことになりませう。

○緒嶋委員 それと、中山間地は災害が割と多いですね、畦畔の崩壊とか。かういう場合は、どちらが災害復旧するわけですか。

○大久津連携推進室長 詳細はまだ国と今詰めているところとございますが、一応、先ほど御説明しましたように、農地を貸借した以降の農地の保全管理は、基本的には機構が全額やるとうことになっていませうので、その状況に応じてそこは対処することになりませうと思ふんですが、まだ詳細は今から詰めてまいりたいと思ふていませう。

あと、当然、公共事業等についても、先ほど御説明しました3条資格者として参画いたしますので、その賦課金とかかういったものも担い手に貸し付ける前までは当然公社が見ていこううなシステムとうことになっていませう。

○緒嶋委員 特にその点を明確にしないと、貸し手、借り手の中で崩壊やらが割と多いもんだから、それはどちらの責任かとうことを私も聞かれるので、そのあたりをうまう整理してほしいとうふうと思ふていませう。

それと、問題は、借り手がいなかった場合はすぐ返還とうこととございますが、これは管理機構が何年間か保有するわけですか。

○大久津連携推進室長 もともと国の最初のころの説明では、やめる方々の農地をどんどん借り続けて、だんだんと面的にまとまったら相手を見つけてとうふうな手法でしたけれども、先ほど御説明しましたが予算がどんどん削られまして、法律的には、貸し手が見つからなければすぐに返すとう形になっていませう。そうしたときに我が県では、やはり担い手とうか受け手をしっかり見定めながら、その状況に応じて、その地域を選定して、その出し手の方たちを誘導していこううな、かういう仕組みでないと、出し手優先でやりますと、借り手がなくて当然公社のほうにどんどん塩漬けになっていく危険性等もございますので、かういったところは地域としっかり連携しながら、そこ辺の誘導なり、借り手の掘り起こし、それを優先的に検討していきたいと思ふていませう。

○緒嶋委員 そのあたりが一番ポイントになると思ふていませうですね。今のところ高齢化した中で後継者もいなきや貸しますとう。ところが、それを受ける後継者もないとう地域はそのバランスがとれないわけですね。そうなた場

合に、集約化といってもうまくいかんのじゃないかと。それが耕作放棄地をまた逆にふやすことにもなるということなので、このあたりをやっぱり市町村と相当詰めていかんと、本当に優良農地すらもうまく確保できなくなるんじゃないかなという気がしますので。これが成功するかしないかは、借り手・貸し手がうまくバランスよくいくかどうかにかかっていると思うので、そのあたりに十分、やはり市町村との連携を密にしてほしいと思いますが、そのあたりの課題についての協議というのはやってもらえるわけですか。

○大久津連携推進室長 先ほどの御説明でも若干触れましたけれども、地域地域でかなり実情が違っていると思います。特に平場ではこういったものが先行的にうまく使えるかなとは思っておりますが、やっぱり山間部の担い手の問題というのは大きな課題でありますし、土地が集まればいいというものではなくて、その地域の品目、産地をどうするかという問題をかなりやっぱり地域でしっかり考えていかないといけないということで、最近はずっと支庁・振興局長さん方と一緒に、各個別の市町村長さんをお回りして、それぞれのお考えを聞きながら、これをどうやって機構事業をうまく使えるのか、そこら辺の課題やらを今意見交換しながら、3月に向けましてその辺をうまくどう取り込んでいくのかというのを今後しっかり検証していきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、市町村に対するこの予算的な支援というのはどのような形になるわけですか。

○大久津連携推進室長 資料の2ページでございますが、予算的には、基本的には国が10分の7と、残りについては県が措置することで、市

町村には全額、業務の委託という形で、その事業の取り組み状況に応じて委託して執行していただくという形で、市町村のほうの基本的な負担はございません。

○緒嶋委員 そうすると、市町村に委託料は払うわけですか。委託料はないわけですか。

○大久津連携推進室長 委託料については、機構のほうがり市町村と業務委託を締結いたしましてお支払いすると、そして活動していただくという形になっております。

○緒嶋委員 であれば、市町村の負担はないということでもいいわけですね。

○大久津連携推進室長 機構事業で追加される基本的なことは負担はないと思いますが、通常の貸借とか3条申請等の手続とかそういったものはまだまだ続きますので、従来の部分については当然負担していただきますが、この機構事業に追加分については全額見ていくというスキームになっております。

○緒嶋委員 次は、新たな米政策の概要についてですが、これは当然見直しでこのようになるのはやむを得ないと思いますが。宮崎県として、加工用米とか飼料米とかと、目標数値をある程度、全部これは水田を有効活用ということであれば、休耕田みたいのはなくなるということになるわけですね、形としては。何もつくりな田んぼはなくなる、有効活用するというのであれば、それぞれのものについての目標はある程度明確にしながら市町村と連携をしなければ、どういうものをつくりますかという指導をやはり県がかなり強力にやらなければ、何か政策誘導というか、でないとうまくいかんのではないかなと思うんですが、そのあたりはどう考えておられますか。

○日高農産園芸課長 今委員から御指摘いただ

いたとおりでございまして、例えば加工用米につきましても、9ページの冒頭にもございますけれども、県内で焼酎メーカーさんの需要というものが2万3,000トンほどあるということでございまして、面積に換算いたしますと、大体4,000から5,000ヘクタール程度になろうかというふうに考えてございます。これを最終的にはやはり全量供給していきたいというような大きな気持ちを持ってございまして、これに向けまして、例えば26年産には、米印のところがございますように、端緒となる一つの目安といたしまして、まずここからやっていこうということでの提示をさせていただいたところでございます。

また、飼料用米につきましても、いわゆる需要量というものが、どこまでトウモロコシに代替できるかということもございまして、この部分につきましては先ほど申し上げましたように、その収量いかにによりまして助成金の水準も変わってくるというところでもございまして、そういう圃場等を見きわめながら、まずはどういう取り組みができるのか、手挙げ方式というようなところも含めまして、今需要量の調査を行っているところでございます。

○緒嶋委員 全国的には飼料米は450万トン必要だというようなことも言われておるわけですがけれども、実際、本当にその450万トンを誰が需要として——養鶏農家が使うのか豚が使うのか牛が使うのかといろいろあるし、なかなかこの450万トンを、本当に外国から輸入するのを減らすためにはそういう計算は成り立つわけですがけれども、その需要と供給の関係がうまくいかなければ、これもなかなか機能しないんじゃないかと。

それと、この前も少し言いましたけど、やはり、そのための米の種子とか品種をどうするか

とかいう問題も当然あるわけですよ。そういうことを含めた場合は、県は畜産の農家の皆さん方と、宮崎県でこのような、本当に飼料として宮崎県でどれくらい必要かという——その事前の協議というのはなされたことがあるわけですか。

○押川畜産振興課長 今、委員の御指摘の今後の目標数値ということでもございますけれども、国が言っております450万トンというのは、目標というよりは、ある一定量、家畜に与えても問題のない量を試算しますと、このくらいの範囲まではいけるという幅でございまして、県内につきましては、現在、大体800トン使っております。これはほとんど鶏でございまして、いわゆる経済連系統の工場で配合していただいております。

これは、先ほども農産園芸課長からありましたように、どちらかという収量のほうがまずは問題でございまして、その収量を十分確保することで、今現在の面積で十分やっていこうと。それ以外のものにつきましては、先ほども言いました品種につきましても、飼料米のうち、現在25年で大体3割ぐらいが、いわゆる飼料用の専用品種でございまして、これをもう少しふやすことによって収量もだんだん上がってくると思いますので、その辺の技術的支援を踏まえながら、農家の需要量をまた確保していきたいと思っておりますし、当面は現在の量の1.5から2倍ぐらいを目標に農家への推進を図っていきいたいと考えております。

以上です。

○緒嶋委員 800トンと言われたが、そうした場合は、面積はどれくらいなんですか。

○押川畜産振興課長 今、大体200ヘクタール前後ということになってございまして、これを

面積で言えば300なり400という目標がございますけれども、まずは、飼料用米の単収を上げる努力をして交付単価が10万5,000円により近づくようにしていきたいと思っております。

○**緒嶋委員** 全体的に、宮崎県としては水田面積がどれだけあるんですか。

○**日高農産園芸課長** 水田面積といたしましては3万ヘクタールでございます、そのうち2万ヘクタール弱で水稻が作付されているという状況です。

○**緒嶋委員** そうすると、主食用と飼料、WCSやら、いろいろ分けた場合、どういう区分で2万ヘクタールの作付をされる予定にされておるわけですか。

○**日高農産園芸課長** まず、現状ということでございますけれども、先ほど申し上げました約2万ヘクタール、正式には1万9,000ちょっとですけれども、そこで主食用米ということで作付がされてございます。それにその外数ということで、いわゆるWCSというものが約4,000ヘクタール程度。あと、現在加工用米、それから飼料用米というのが、先ほどもございましたけれども、200ヘクタールずつということでほぼ作付がなされている。トータルで約2万4,000ヘクタール弱で、いわゆる稲というものがつくられているという状況でございます。それ以外に、先ほど申し上げましたように、水田全体といいますのは3万5,000ヘクタールほどございますので、この稲が作付されていない部分というのも、約1万ヘクタール程度あるということで、この水田をいかにフルに活用していくかというところにつきまして、現在、どのような割り振りといいますか、どのような形が一番本県農業、もしくは農業者にとってメリットがあるのかということも含めまして、今後の進め方と、

こういったものを検討しているという状況でございます。

○**緒嶋委員** いずれにしましても、もう3月から早場米とかの作付も始まりますし、あらゆることで種子の問題を含めて、相当この方針というのは市町村を中心に県の指導のもとに、早くその作付体系の一つのモデル的なものを県全体としてつくらなければ、本県のこの新たな米政策のビジョンというのが確立されんのかなという気がしますので、そのあたりをやはり急いでほしいというふうに、今のところ要望しておきます。

○**高橋委員** この一連の政策は、いろいろとTPP絡みでそこに見据えた対策じゃないかということいろいろと言われてきたわけですけど、国策だから地方の負担を求めるべきじゃないということも私も申し上げてきましたが、去年までは具体的にそういう負担の部分については数字が出てこなかったもんですから、確認ですけど。例えば、県は、農地中間管理機構について10分の3とおっしゃいました。根拠というのがあるんですか。去年は農地面積で割り振られるんじゃないかとか、そういう言い方もされてたんですけど、何か根拠があるんですか、10分の3の県の負担。

○**大久津連携推進室長** 2ページの資料でございますが、真ん中の農地中間管理機構業務の支援、機構の立ち上げ経費とか、機構に必要な賃料とか保全管理費用、こういったものについてはベースは国が10分の7を見ると。先ほど言いましたように、それにうまく貸し付けを、事業をどんどん推進しますと、米印が括弧にありますように、別途農地奨励金として最大95%まで補助しますという形で、国がそのインセンティブをつけるようになっております。

あと、ⅡとⅢのそれぞれの協力金なり農業委員会のこういったシステム整備等については、全額国庫補助で賄うということになりましたので、従来からすると、かなりこの地方負担というのは軽減されると。

また、Ⅲの地方負担については、当然、交付税措置という形で残りについては措置されるというふうに伺っておりますので、当初よりはかなり地方の負担というのは軽減されたという認識であります。

○高橋委員 負担は結果的に生じるんですけど、その負担というのは、当初予想されたものよりもかなり圧縮されたということで理解していいんですね。

と同時に、日本型直接支払についても、これはいろいろと言われてましたよね、負担が市町村まで及ぶと。結果的に、4分の1ずつ県と市に来るじゃないですか。これはもう結果的にこうなったんでしょうけど、ここはどういうふうに考えておられますか。

○河野農村整備課長 御指摘のとおりで、我々としては、やはり国の施策に基づくものということで、県のほうから国のほうにもそういったことで全額国のほうで措置していただきたいというような御要望も申し上げてきたところではございますが、結果的には現行の農地・水等の制度と同様に国が2分の1、残りについて県と市町村が4分の1ずつということで決定がされているところでございます。

○高橋委員 地方は厳しいのにこういう負担が求められると非常に大変ですよ。何らかの知恵を出さないといかんのかなと思いますが。ちょっと時間がないのでもう最後にしますけど、先ほど緒嶋委員もおっしゃいましたけど、中間管理機構の、貸し出すほうは殺到する

かもしれませんけれども、受け手がちゃんとバランスをとらないと滞留してしまいますから、これはもうお金の回しができませんよね。そこをうまく見ながら、多分、農地の出し手の部分の集約はされていくと思いますが、先ほど説明されましたけど。例えば、この3ページの活用事業の中の経営転換協力金って今までなかったもんですよね。1戸当たりに面積に応じて、いわゆる協力金を出すわけですよ。出すほうだからいいのかなと思います。

それと、その上のほうの地域というのは誰が受け取るんですか。地域集積協力金とあるじゃないですか。地域でまとまって農地を出す場合には。

○大久津連携推進室長 この中間管理機構のベースは、人・農地プランを策定するというところで、各集落とか各市町村が決めた地域の中で担い手をどうするのか、そして、そこに農地をどう集積していくかということを話し合うためのプラン策定活動が基本になっております。そういった中で、その地域をどういう形で——結局、集落なのか、もっと小さい地域なのか、このエリア設定は、今後それぞれの地域で検討することになりまして、そのエリアの中の農家さんが持っている全農地の例えば8割以上を一気に機構に貸し出すと、1回目、初年度ですけれども、10アール当たり3万6,000円が奨励金としてもらえると。2割から5割だと2万円はもらえますというような、そういった加速させるための奨励金みたいな形のシステムになっております。

あと経営転換とかいうのは、今まで農地を使っていたのを、ハウス園芸とか畜産の施設でもう農地は使わないというような方々について、農地を差し出される場合は、それについて、1回

限りでございますが、1戸当たり、この面積に応じて30万から70万円が交付されるという仕組みでございます。

○高橋委員 またお尋ねしていきませんが。最後にします。新たな米政策の概要の中の米づくりの分については7,500円ですけど、下の生産調整への助成の全国一律の助成と地域の創意工夫による助成、これは加算ということで理解しているのですかね。2つうまくもらえるということですね。

○日高農産園芸課長 お見込みのとおりでございます。例えば、加工用米全国一律のところは2万円とございますけれども、これにまた地域段階で県設定の2万5,000円というのが加わってまいりますし、また、さらにその下で加工用米3年契約というものは、さらに1万2,000円が賦課されるというものでございます。

○高橋委員 プラスですね、はい、わかりました。

○緒嶋委員 建設工事に係る指名競争入札の試行状況について、これは環境森林部にも私がちょっと質問しましたので。説明はもう言われたとおりであります。問題は、指名競争をすることによって、透明性の問題、そのほか不調の問題、いろいろ総合的に見た場合、指名したことでの問題は何らなかったと。指名競争入札に付したことで課題というか——まだ件数が少ないので、検証は全体的なものはまだはっきりしないというけど、あと2カ月もすれば今年度も終わるわけじゃから、もう大体結論は出とるけれども、まだまだ皆が仕事は完成してないから何も言わないというだけの3部の申し合わせみたいな説明が皆一緒でありますので、そうだろうと思うんですよね。であるので、これはもう次年度は、26年度はもう試行じゃなくて、こ

れでやっていいんじゃないかなというふうに思いますが、農政の中で特に不調・不落が、この農政の事業だけを見た場合、指名したことでの競争入札での不調・不落の比率というのはどうなっておりますか。

○宮下農村計画課長 農政水産部におきます不調・不落につきましては、指名競争入札では不調は発生しておりません。ということで、全ての不調が一般競争入札ということになります。ですから、その点におきましては、競争入札の優位性があるというふうには考えております。

○緒嶋委員 であれば、一般競争入札よりも指名競争入札のほうが、この透明性とかいうことも問題がないということであれば、これを続けない理由はないと思うんですけれども、続けないとすれば何か理由がありますか。

○宮下農村計画課長 その点につきましては、3部のほうで今分析をしているということで説明したとおりではありますけれども、今後も、試行をやはり続けていくべきだとは考えておまして、それを本格的に移すかどうかについては、本格的な分析をしていきたいと。

一番今我々としても足りないと思っておりますのが、やはり実施した件数でございます。本年度は200件ほどを目指したいと思っておりましたが、一般のほうで不調・不落が続く中、やはり指名の件数が現在のところ全体で147件にとどまっております。3月までにはなかなか200件には届かないというところもあるかと思っておりますので、現時点ではこのまま、やはり、まだ試行を含めて続けていく必要があるというふうな議論に今なっているところでございます。

○緒嶋委員 これは7月からとか10月からとか期間限定でやられたわけですね。この件数を試行するというのであれば、年間を通して、逆

に試行をふやすべきだ、そういうことが恒常的なものの一つのルール、確立にもなるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりは当然検討していくべきだと思うんですが、そこあたりはどうですか。

○宮下農村計画課長 その辺につきましても私どもの部だけで決めるわけにはいきませんが、3部として御意見を伺いまして、今後まだ2カ月あります検討の中で、十分意見をお聞きしながら検討を進めていきたいというふうに思います。

○緒嶋委員 我々が今説明を聞いた中では、私はもう恒常的にやっていいんじゃないかというふうに思いますけど、それは慎重にという意見でそう言われると思いますが、やはりこれは続けて、試行にしても、件数をふやすという前提で試行をやっていただきたいということを要望しておきます。

○蓬原委員 中間管理機構なんですけど、これはまだ、我々も100%実際ならないとわからないところもあるんですが。例えば3ページの「活用事業（農地の出し手）」。価値のある、使い勝手のいい、借り手のある農地は、こういうことでいろんな補助もあって、転換協力金だとか集積協力金だとか耕作者集積協力金とかももらえる。そうでない、非常に価値が少ないと言うと問題だけれども、そういう借り手もほとんど恐らく——貸したい人はいても借り手のいないところの土地はどうなるんだという、問題はここですよね、ここだと思うんですよ。担い手が育たない、そんなに育たない、高齢者がふえる、土地に関心が向かなくなる、耕したくても、トラクターに乗れなくなるという、ここをどうするかということだろうと思うんですけど。使えるところは当然そういうことで大きなハウスをつくったり、いろんな、企業参入でも何でもい

いけど、法人がやってということがあるでしょうけど、ここが一体どうなるんだと、ここが本当に日本のふるさとなんですよ、ここをどうするのか。ちょっとこここのところに対してのもうちょっと、直接支払とかあるけれども、盲点になってるんじゃないかという気がして仕方ないんですが、ちょっとお聞かせください。

○大久津連携推進室長 今、委員のおっしゃるとおり、大変山間部等の受け手のいないところについては悩ましいことだと思っております。そのため、今各市町村を私ども回りまして、特に山間部の市町村長さん方も、かなりここについては課題認識を持っていらっしゃるし、また受け手だけではなくて、鳥獣被害とかいろんな問題も含めてどうすべきかということで、いろいろ今意見を交換しております。そういった中で地域地域の特徴、品目とかいろんな産地構成もございますので、そういったもので生かせるものがないかどうか、その辺を、今後は市町村にリーダーシップをとっていただき、農協やら一緒になっていろいろ考えていただけないかなと、そこに具体的な支援を構築していこうと。

一方では、JAあたりが出資法人とか——基本的に担い手がいないところはJA等の取り組みも積極的参加という形で動きつつございますので、そういったところの多方面からと。あとは地域にいないところについては、平場の法人とか、いろんな担い手さんが、やっぱり県内でも、昔立体園芸と言っておりました、夏場の品目産地のために山間部を求めるといようないろんな動きも出ておりますので、そういった部分での外部からの担い手探しですね、こういったことも今後必要かなと思っておりますので、それについては地域地域の実情に応じていろいろ

る今後検討を進めながら、この活用についてうまく使っていただきたいというふうに思っています。

○蓬原委員 それでちょっと極端に話を発展させますけど、新エネルギービジョンというのをつくったわけですよね。これは本県の議会も認定した新エネルギービジョンというのがあるんですよ。これまでの、去年の委員会でも議論があったかと思いますが、例えば太陽光発電ですよね。一方では、新エネルギーを推進しようと言いながら、この農地転用が大きなネックになっているという、これも間違いのないことで。しかし、将来を見てみると、人口も減っていく、食料の需要も減る、片やそういう中山間地においては耕す人もいなくなる、耕作放棄地がふえるだろうと。そういう中で本当に守らなければいけない借り手のある農地と、そうでない、このままほっといたら、どうせそこに目が向かなくなって耕作放棄地になるよというところについては、1回見直しをしっかりと、そういうところは太陽光をつくって、これはいろんな意味で原発の問題もありますけれど、国策にも合致することだし、あるいは、そこに土地を持っている若い人が、その所得の基礎的な収入源としての土地からの集約——たしか計算すれば、42円の段階では、買い取り制度でいけば、1反当たり年収が250ぐらいあるんですよ。それにプラスして、ほかの農地で、その若い人が何か営農するというのは、複合の農業者が、ある意味では、別のところでは基礎的な収入源として発電者にもなるわけだけれども。そういう発想の転換もやっていかないと、この借り手のいない中山間地の農地というのは、確実に耕作放棄地になって崩壊していきますよということは我々もそういうところに住んで実感として感じてますので。

今はそれ以上の詳しいことは突っ込みませんが、そういうことを、国からお越しの課長もいらっしゃるようですから、根本的なことも1回議論していただいてもいいのではないかな。そういうところに新エネルギーを導入して行って、農業だから農業生産物だけで収入を得るのではなくて、そういう発電からの収入もあるところに農業の生産額を超えて行って、農家として土地が荒れないように、若者の目をそこに向けていくというようなことが必要じゃないかなというふうに私は常々考えてるんですが、もし何かお考えがありましたらお聞かせください。

○宮下農村計画課長 農地法を担当しております農村計画課でございますけれども、農地法につきまして、やはり優良な農地で大切な食料を生産していくという、この今の法の立場は変わらないわけでございますが、やはり委員が申されたように、農地として、やはり狭小地であったり、迫田であったり、そういった農地としての利用価値の少ないというところにつきましては、状況等を農振等の見直しを含めて行いながら、そういった観点においても農業全体から見たエネルギー政策は必要ではないかというふうに法律の担当としても一応考えているところでございます。

○山下委員長 既に12時を過ぎておりますが、続行していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○蓬原委員 つけ加えます。「ひいきの引き倒し」という言葉がありますけど、かたくなに個別規制でその農地を守ったけれども、かえって守ったことがあだになって、その土地を結果的には中山間地を荒らしてしまったということでは元も子もない話ですので。いい意味で、本当にもし日本に食料危機が来たときには、発電施設と

いうのは取り除けば、また農地に返せるんですから、ちょっとそういう抜本的な考えも1回やっていただくとありがたいということを申し添えておきたいと思っています。

○前屋敷委員 米政策の点で、もうお話も大分出たんですけれども、これは5年間でもう廃止されるということですね。それで、やっぱり農家の皆さん、非常にその点、先行き心配しておられる話を大変多く聞くんですけれども。県としての取り組み、具体的なものもここに示してあるんですけれども、加工用米であったり、飼料米であったり、それと、ここに麦・大豆は契約栽培を中心として安定生産の推進というのも掲げられておりますけど。やっぱり需要がちゃんと確保されないと、それも成り立たない話で、だからそれはやっぱり農家任せにせずに、県も積極的に一戸一戸の農家を対象にして徹底してその辺のところは助成をしていくというか、知恵も出しながら、農家もこれから先の経営をどう守るかという点で、親身になった対策を打つということが非常に大事ななというのを、いろんなお話を聞く中で思ってきてるんですけど。その辺のところの見通しは、この5年の間にしっかりその辺のところ担保されるのか、確保されるのかという点では、見通しはどんなでしょう。

○日高農産園芸課長 今、委員から御指摘をいただきましたとおり、いわゆる生産者の方々にいかに安心をして水田農業を継続していただくということが一番大切だというふうに考えてございまして、そのための取り組みといたしまして、お話にございましたように、いわゆる契約取引、安定的につくって、それがしっかり売れていくんだというような形をつくっていくのが一番大切だというふうに考えておるところで

ございます。加工用米なり、それからWCSもそうでございますけれども、いわゆる畜産県といたしまして、そのWCSという需要は確実にございますし、また、例えば大豆であったり麦であったり、もしくは加工用米、こういったものについても、いかに需要を確保していくかというところをまず中心に現在進めているところでございます。こういう結びつきが、いわゆるマッチングができたものにつきましては継続的に安定的に取り組んでいっていただけるということで考えてございますので、この現行制度、お米の直接支払交付金だけが5年間で間違いなくその廃止はされるということでございますけれども、いわゆるこの5年間の中で本県の水田をいかに活用して、どういう米の生産を行っていくか、また米をつくらないところでどういう品目を伸ばしていくか、定着させていくかというところを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○前屋敷委員 先ほども言いましたが、もう農家任せにせずに、やっぱり県の役割、市町村の役割もでしょうけど、しっかり果たせるような対策をお願いしたいと思います。

○山下委員長 ほかになければその他に入りたいと思いますが、何かありませんか。

○蓬原委員 公共工事についてなんですけど、緊急経済対策で納期も迫って、業者さんは大変忙しいようです。ただ、忙しいけれども、大変もうからないというお話もあるんですが。

一つの例を挙げますと、旗振りと言いますけど、道路を制限してますね、交通規制をして、あれは警備保障会社ですね。これが実際は計算上は、単価が6,000幾らとか7,000円ぐらいだそうです、この設計単価上は。ところが、実際は、非常に急に仕事がふえたがために、聞くところ

によると、1日1万1,000とか、かなり高い金額なんだそうですわ。だから、そういうことを見ても、仕事があるのはありがたいことなんですけれども、実際の設計単価よりはるかに高い人件費等々があるということなんですよ。だから、こういうことについての悲鳴というか、何か対策というか、どうなんでしょう。受注するときには当然6,000何がしの単価で入札するわけで、その差額ですよ。だから、忙しいけどもうからないみたいなことも、ほかの場面でもいろいろあるようですけれども、一例を挙げると、俗に言う旗振りさんの単価の話なんですけど、そのあたりについての認識はちゃんと持っておられるんですよ、お聞かせください。

○宮下農村計画課長 今、委員から御指摘があったとおり、人員、さらには建設資材等の価格の急騰、高騰というものがございます。通常システムでも2カ月なり3カ月置きに単価が改定されていくわけですが、その改定のスピードを上回る形での実質的な賃金や価格が上昇しているという現状があることは我々も十分承知しております。その辺について国にも常に相談をしながらやってきておりますが、今回、テレビ報道等でも御存じのように、太田国土交通大臣のほうから、2月に、そういった単価等についてしっかり見直すようにということで指示が国のほうにはおりたというふうに聞いております。近々私どものほうにも、通常単価期以外の形で、今の実情に合わせた単価とするように指示がおりてくるものというふうに考えております。そのように国のほうも現在の状況を把握いたしまして、入札がスムーズに行われる状況をつくっていただけるように指示がおりてきている情報がございます。

以上でございます。

○蓬原委員 確認です。今発注しているものについては、もう今でいくしかないということですよ。今後のものについては早急に、受注に合うように見直していくということでもいいですね。

○宮下農村計画課長 そのように対応していきたいと思えます。

○蓬原委員 あと1件だけ済みません。

それで、ちょっと今のと関連するんですが、これは自民党政権なんですけれども、15カ月予算として1年前の補正予算で決まったものを今ばたばたと仕事しているわけですよ。設計期間があって、8月、9月ごろ入札が殺到して、そしてだんだんと仕事があって、いろんな重なりもあって、今3月に向けて、事故繰越でない限りは終わらせるよということで頑張っているわけなんですけれども。これは財政法上か、その財政の問題なのか、これは国の問題なんだろうが、例えば15カ月予算でなくて、4月か5月ごろ補正を組んでいただいて、23カ月予算とか20カ月とか22カ月予算とかにすると、非常にこの受注期間が長くなるわけですよ。これは国の問題でしょうけれども、緊急経済だったから、去年の1年前の2月、3月やらないといけなかったと思うんですが、こういうことの要望なり、あるいは、これは本当は総務じゃないといけないのかもしれないけど、どうなんですかね。可能なんですかね、無理なんですかね。でも、2年にわたるのは間違いないですよ。4月からだから翌年度まで繰り越しがきいたとして、23カ月予算なんていうのはできないですかね。

○宮下農村計画課長 私どもも、そういった、なるべく長く活用できる予算としていただきたいという思いは一緒ではございます。ですから、3月にいただくのではなく、できれば4月にい

ただければという思いはございますが、やはり年度予算、単年度主義とよく言われ、悪法のように言われておりますが、これはある意味、予算の不適切な流用を防ぐという重要な意味もあるそうでございます。これは会計法という法律でいろいろ規制されておりまして、そのところは我々も、12月19日に副知事と九州財務局のほうに事故繰の協議に行っていました。その中では、事故繰の手続について非常に簡素化をしていただけるということで現在も手続を進めておりまして、近く手続が済む予定でございますが、さすがにその基本的な法律の解釈については、やはり、現行どおりということで難しいというお話をいただいたところでございます。

○山下委員長 ほかになければ、農政水産部を終了いたします。

どうも、執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時18分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時18分閉会